

令和6年11月13日

職員の懲戒処分について

令和6年11月13日付けで、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 被処分者	かみいち総合病院 診療部 男性 40代
2 処分内容	戒告
3 事案の概要	<p>被処分者は、特定の職員に対し不適切な発言を行い、当該職員に精神的な苦痛を与えた。</p> <p>このことは、職務に対する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であり、部下の人格や尊厳を害するパワー・ハラスメントに該当するものである。</p> <p>こうした行為は、法令を遵守すべき全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非行であるとともに、本町の信用を失墜させる行為である。</p> <p>よって、地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分を行うものである。</p>

○管理監督責任

1 被処分者	かみいち総合病院 診療部 男性 50代
2 処分内容	文書訓告
3 事案の概要	管理監督職として、良好な勤務環境の確保を怠った管理監督責任

担当課	担当班	担当者	電話番号
総務課 職員班	職員班	村上	076-472-2533
かみいち総合病院	事務局長	廣田	076-472-1212